

横浜市青少年施設条例

制 定 昭和39年3月21日

条例第16号

最近改正 平成28年4月1日

(目的並びに設置及び種類)

第1条 青少年の健全育成を図るため、本市に青少年施設を設置する。

2 青少年施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 青少年研修センター
- (2) 青少年育成センター

3 青少年施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(開館時間等)

第2条 青少年施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第3条 青少年施設は、次の事業を行う。

- (1) 青少年の育成及び交流活動に関すること。
- (2) 市民の青少年の育成に関する取組に対する支援に関すること。
- (3) 青少年の育成に関する相談及び情報の提供に関すること。
- (4) 前各号の事業のための施設の提供に関すること。
- (5) その他青少年施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 前条に掲げる事業を行うため、青少年施設に次の施設を置く。

- (1) 青少年研修センター
 - ア 宿泊室、食堂、ちゅう房、浴室、研修室及び和室
 - イ ビジターホール及びホール
- (2) 青少年育成センター
 - ア 研修室、ミーティングルーム及び和室
 - イ 音楽スタジオ
 - ウ 活動支援室

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる青少年施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 青少年施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 青少年施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の青少年の育成に関する施策の方針を理解し、青少年の育成のための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による青少年の育成に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、青少年施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる青少年施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 第4条第1号並びに第2号ア及びイに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に青少年施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、青少年施設の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 青少年施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

- (3) 青少年施設の設置の目的に反するとき。
- (4) 青少年施設の管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により青少年施設の施設の利用の許可を受けた者（第4条第2号アに掲げる施設の利用の許可を受けた者で、25歳未満のものを除く。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は青少年施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、青少年施設の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他青少年施設の管理上支障があるとき。

(横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による青少年施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市青少年施設条例第5条の改正規定、第6条及び第7条ただし書及び別表第2の改正規定は平成17年11月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市青少年施設条例第8条の規定は、第1条中横浜市青少年施設条例第5条の改正規定の施行日以後の青少年施設の利用について適用する。

別表第1（第1条第3項）

1 青少年研修センター

名称	位置
横浜市野島青少年研修センター	横浜市金沢区

2 青少年育成センター

名称	位置
横浜市青少年育成センター	横浜市中区

別表第2（第9条第2項）

1 青少年研修センター

(1) 宿泊利用

区 分	単 位	利用料金
高校生以下の者及びその引率者	1人1泊につき	円 600
25歳未満の者（高校生以下の者を除く。）、青少年指導者及び青少年育成者		1,200
その他の者		2,400

（備考）

1 「高校生以下の者」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学するまでの者、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

2 「1泊」とは、午後2時から翌日の午前11時までをいう。ただし、2泊以上の場合は、許可を受けた期間の初日の午後2時から最終日の午前11時まで継続して利用することができる。

(2) 日帰り利用

種 別	単 位	利用料金
第1研修室	1日につき	円 21,200
第2研修室 全面		11,800
第2研修室 半面		6,000

第3研修室		10,200
和室		3,200

(備考)

- 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいう。
- 時間外に青少年研修センターの施設を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、それぞれの利用に係る1日の利用料金の額に7分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

2 青少年育成センター

種別	単 位	利用料金	
		青少年指導者及び育成者	その他の者
	1日につき	円	円
第1研修室		900	7,400
第2研修室		600	2,900
ミーティングルーム		600	2,300
和室		600	2,900
音楽スタジオ		3,000	

(備考)

- 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 時間外に青少年育成センターの施設を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、それぞれの利用に係る1日の利用料金の額に11分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。